

---

# 北海道地球温暖化防止対策条例の 見直しについて

---

令和3年12月27日（月）  
第3回北海道環境審議会地球温暖化対策部会



1. これまでの議論について . . . . .	3
2. 本日まで議論いただきたい事項 . . . . .	4
3. 見直しの論点について	
- 1 主な論点と規定の例 . . . . .	5 - 7
- 2 各論（排出量報告制度） . . . . .	8 - 14
4. 意見聴取について	
- 1 事業者 . . . . .	15 - 16
- 2 若者 . . . . .	17
5. 今後のスケジュールについて . . . . .	18

## 参考資料

① 条例の概要（第1回部会（R3.10.25）資料抜粋） . . . . .	19 - 20
② 国における排出量報告制度の見直し検討状況 . . . . .	21 - 23

## 前回までの環境審議会及び温対部会の主な意見

主なご意見	関連規定等
国の地球温暖化対策推進法の一部を改正する <b>法律</b> において、関係者を規定する <b>条文の先頭に国民を位置付ける</b> のは今までにない事例であり、条例の見直しでも第1条の目的の部分は、道民を先に記載するなど、位置づけを変えた方がいいのではないかと。	・ 第1条（目的）
森林による <b>CO2吸収量</b> が樹齢等の事情はあるが、 <b>減少傾向</b> にあることから、 <b>道産材の利用促進や植木の推奨</b> が必要。	・ 第32条（森林保全及び整備等） ・ 道計画 重点的に進める取組③
<b>遠距離輸送の減少によるCO2排出量の削減</b> につながる農産物の <b>地産地消</b> の推進。 食料、資料や飼料の道内生産の促進。	・ 第37条（地産地消の推進）
<b>スマート農業</b> の推進。	・ 現行条例に規定なし
「公共交通機関等の利用への転換等」と記載はあるが、 <b>北海道の公共交通機関の衰退</b> からきっちり考えていく必要がある。	・ 第18条（公共交通機関等の利用への転換等）
第6章の自動車使用に関する地球温暖化対策では「公共交通機関等の利用への転換」が最初にくる。「温室効果ガスの排出の量が少ない自動車の使用等」は電気自動車や水素自動車を考えていると思うが条文の順番も上になるのか。	・ 道計画では、運輸部門に関して、次世代自動車などの導入促進を公共交通機関の利用促進よりも先行して規定。

- 1 条例見直しの**論点全体**について幅広いご議論をいただきたい  
(スライド5～7)
- 2 特に今回は、各論として「**事業者温室効果ガス排出量報告・公表制度**」について、論点のイメージを説明させていただくので、重点的なご議論をいただきたい (スライド8～14)
- 3 **道民や事業者の方々から意見聴取の進め方**について、ご報告させていただきます (スライド15～18)

# 3. 主な論点と規定の例について①

- **道条例の主な規定**について、**ゼロカーボン北海道宣言**（R2）や**道の温対計画改定**（R3）、**国の温対法・計画改正**（R3）など社会情勢の変化や**条例の施行状況を考慮した課題**などを踏まえ、見直しの**主な論点**を整理しています。
- 主な論点について、他都府県条例などを参考に**規定の例**を整理しています。

道条例の主な規定	主な論点	規定の例※
<b>【名称】</b> <b>北海道地球温暖化防止対策条例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ゼロカーボン北海道」の使用で、全道で理念を共有することにつながられないか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に愛称を規定</li> </ul>
<b>【前文】</b> ◆2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50パーセントを削減するという <b>低炭素社会の目標</b> を記載	<b>【R2 ゼロカーボン北海道宣言】</b> <b>【R3 温対法の改正】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロカーボンの<b>目的や理念・目指す姿の共有</b>に向けてどのような規定・制度が考えられるか？</li> <li>・<b>地域資源の持続可能な利用と地域の活力向上</b>を図る視点をどう盛り込むか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前文だけでなく関係条文に<b>ゼロカーボン北海道の理念</b>（脱炭素化の定義等を含む）を<b>明記</b>（再エネと森林吸収源の最大限の活用 など）</li> </ul>
<b>【総則】</b> （第1条～第7条） ◆目的、道・事業者・道民の責務、観光旅行者の協力		
<b>【地球温暖化対策推進計画等】</b> （第8条～第11条） ◆知事⇒地球温暖化対策推進計画の <b>策定義務</b> ◆知事⇒地球温暖化対策 <b>指針の策定</b>	<b>【H30 気候変動適応法の制定】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>適応計画の策定</b>を規定すべきではないか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>気候変動適応計画の策定</b>に関する条文を規定</li> </ul>
<b>【事業活動に関する規定】</b> （第12条～第15条）手引きP.2～3 ◆事業者⇒温室効果ガスの排出抑制を図るための措置をとるよう <b>努力義務</b> ◆ <b>大規模エネルギー使用事業者</b> ⇒温室効果ガス排出削減等に係る <b>計画書・実績報告書の作成・提出義務</b> >知事が公表	<b>【R3 温対法の改正】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>排出量報告制度のあり方</b>（対象事業者の規模や分野、報告項目、公表方法など）</li> <li>・<b>排出量報告のデータをどのように有効活用</b>できるか？</li> <li>・「<b>排出量の見える化</b>」をどう<b>拡げ</b>ることができるか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国よりも<b>対象を広げた規模要件</b>の規定</li> <li>・提出の<b>デジタル化・オープンデータ化</b></li> <li>・報告事項に<b>削減目標・再エネ導入量・森林吸収源の活用状況</b>を規定</li> <li>・<b>中小企業者向けの簡易版の算出・任意報告制度</b>（排出量の見える化）を規定</li> <li>・報告書の内容を<b>分析・整理し、有効なデータとして提供</b>する仕組を規定</li> </ul>

※他自治体等を参考に例示したもの

道条例の主な規定	主な論点	規定の例※
<p>【自動車使用に関する規定】 (第18条～第21条) 手引きP.4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆道民⇒公共交通機関等の利用や適正な運転・アイドリングストップの実践等への努力義務</li> <li>◆大規模駐車場の設置・管理者⇒アイドリングストップを促す周知義務</li> <li>◆自動車販売業者⇒新車を購入しようとする人に対し、性能情報の説明義務（レンタカー業者⇒同様の説明の努力義務）</li> </ul>	<p>【R3 国の地域脱炭素ロードマップ】 ・ライフスタイル・ビジネススタイル・社会システムの脱炭素化に向けてどのような制度が考えられるか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模駐車場管理者によるEV充電器の設置・表示を規定</li> <li>・自動車販売業における温対性能の説明等を規定（継続）</li> <li>・次世代自動車の購入推進を規定</li> <li>・移動・物流における削減を規定（ゼロカーボンドライブ・再配達抑制・モーダルシフト等）</li> <li>・コンパクトなまちづくりの推進を規定</li> </ul>
<p>【機械器具に関する規定】 (第22,23条) 手引きP.5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆温室効果ガスの排出量の少ない機械器具の購入等</li> <li>◆省エネルギー性能情報の表示等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・家電量販店における説明・表示を規定（継続）</li> <li>・道の取組（家庭におけるCO2排出量の見える化など）普及への協力を規定</li> </ul>
<p>【建築物の新増築に関する取組】 (第24条～第27条) 手引きP.6</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆建築主⇒建築物へのエネルギー使用の合理化などへの努力義務</li> <li>◆大規模建築物の新増築等を行おうとする建築主⇒新増築時における建築物環境配慮計画書等の作成・提出義務 ➤知事が公表</li> </ul>	<p>【R2 建築物省エネ法改正】 【R3建築物木材利用促進法改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・影響が長期にわたる建築物の対策強化に向けてどのような制度が考えられるか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築主による再エネの導入や道産木材の使用を規定</li> <li>・マンション等建築物の販売事業者による消費者への温暖化防止性能の表示と説明を規定</li> <li>・設計主から建築主へ再エネ導入の情報提供義務を規定</li> <li>・ZEB、ZEHの推進を規定</li> </ul>

※他自治体等を参考に例示したもの

道条例の主な規定	主な論点	規定の例※
<p><b>【再生可能エネルギーに関する規定】</b> (第28条～第31条) 手引きP.7</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆事業者・道民 ⇒再生可能エネルギーの利用推進への努力義務</li> <li>◆大規模エネルギー供給事業者 ⇒再生可能エネルギー計画書・達成状況報告書の作成・提出義務 &gt; 知事が公表</li> </ul>	<p><b>【R2 ゼロカーボン北海道宣言】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再エネの最大限の活用に向けてどのような制度が考えられるか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気供給事業者による道内での再エネ供給の推進を規定（地域の活性化）</li> <li>・再エネの地産地消の推進を規定</li> <li>・電気供給事業者による電力購入者への再エネ選択の表示・説明を規定（再エネの見える化）</li> <li>・水素やバイオマスのエネルギー利用の推進を規定</li> <li>・市町村の再エネ導入促進のための環境配慮基準の策定を規定</li> </ul>
<p><b>【森林保全等の規定】</b>（第32条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆事業者・道民 ⇒森林保全及び整備、道産材の利用推進への努力義務</li> </ul>	<p><b>【R2 ゼロカーボン北海道宣言】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林吸収源の最大限の活用に向けてどのような規定が考えられるか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林保全及び整備、道産木材の利用推進を規定（継続）</li> <li>・CO2吸収源の分野を拡大して規定（農地土壌対策や藻場の造成など）</li> </ul>
<p><b>【その他の規定】</b>（ライフスタイル等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆行事・催し物等における環境配慮の取組の促進（第7条）</li> <li>◆地球温暖化防止行動の促進や行動への支援（第16条）</li> <li>◆環境物品等の購入等の促進（第17条）</li> <li>◆地球温暖化の防止に関する理解の促進（第33条）</li> <li>◆北海道クールアース・デイ（第34条）</li> <li>◆冬期・夏期における取組の推進（第35,36条）</li> <li>◆地産地消の推進（第37条）</li> </ul>	<p><b>【R3 国の地域脱炭素ロードマップ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフスタイル・ビジネススタイル・社会システムの脱炭素化に向けてどのような制度が考えられるか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カーボンフットプリントなどの排出量表示の普及促進を規定（見える化）</li> <li>・家庭で取り組みやすい排出量算出の推進を規定（見える化）</li> <li>・廃プラ、フロンや食品ロスの排出抑制、イノベーションの推進を規定</li> <li>・ゼロカーボンツーリズムの推進を規定</li> <li>・環境と経済の好循環を規定（カーボンオフセットの普及促進等）</li> <li>・地産地消の推進（継続）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆現条例に規定なし</li> </ul>	<p><b>【H30 適応法制定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和と両輪で進める適応策の推進をどのように規定していくか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的、各主体の責務、計画の策定、適応センターの設置など適応の推進方策を規定</li> </ul>

## 排出量報告制度の各論（再掲）

道条例の主な規定	主な論点	規定の例※
<p>【事業活動に関する規定】第12条～第15条</p> <p>◆事業者⇒温室効果ガスの排出抑制を図るための措置をとるよう努力義務</p> <p>◆大規模エネルギー使用事業者⇒温室効果ガス排出削減等に係る計画書・実績報告書の作成・提出義務 &gt;知事が公表</p>	<p>【R3 温対法の改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出量報告制度のあり方</li> <li>・排出量報告のデータをどのように有効活用できるか？</li> <li>・「排出量の見える化」をどう拡げることができるか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国よりも対象を広げた規模要件の規定</li> <li>・提出のデジタル化・オープンデータ化</li> <li>・報告事項に削減目標・再エネ導入量・森林吸収源の活用状況を規定</li> <li>・中小企業者向けの簡易版の算出・任意報告制度（排出量の見える化）を規定</li> <li>・報告書の内容を分析・整理し、有効なデータとして提供する仕組を規定</li> </ul>

## 北海道温暖化防止対策条例（抜粋）

※他自治体等を参考に例示したものの

### （事業者の温室効果ガスの排出の抑制）

第12条 事業者は、地球温暖化対策指針に基づき、温室効果ガスの排出の抑制のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

### （事業者温室効果ガス削減等計画書の作成等）

第13条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として規則で定める者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定める期間ごとに、地球温暖化対策指針に基づき、次項各号に掲げる事項を記載した計画書（以下「事業者温室効果ガス削減等計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 事業者温室効果ガス削減等計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 特定事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量
- (3) 温室効果ガスの排出の抑制を図るために講ずる措置
- (4) その他規則で定める事項

3 特定事業者以外の事業者は、事業者温室効果ガス削減等計画書を作成し、知事に提出することができる。

4 第1項又は前項の規定により事業者温室効果ガス削減等計画書を提出した事業者は、第2項各号に掲げる事項を変更したときは、変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書を知事に提出しなければならない。

### （事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書）

第14条 前条第1項又は第3項の規定により事業者温室効果ガス削減等計画書を提出した事業者は、毎年度、温室効果ガスの排出の量及び事業者温室効果ガス削減等計画書（同条第4項の規定により変更後の事業者削減等計画書を提出した事業者にあっては、変更後のもの）に定めた措置の実施状況を記載した報告書（以下「事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

### （事業者温室効果ガス削減等計画書等の公表）

第15条 知事は、第13条第1項若しくは第3項の規定による事業者温室効果ガス削減等計画書の提出、同条第4項の規定による変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書の提出又は前条の規定による事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書の提出があったときは、速やかに、これらを公表するものとする。



## 排出量報告制度の概要について

※R3.10.25 第1回部会資料抜粋

次の特定事業者は温室効果ガスの排出状況を把握し、計画的に排出削減等の措置を図るため、計画書や実績報告書を作成し、知事に提出を義務づけ。知事はそれらの計画書等を公表。

### 1,500kl/年排出事業者

道内に有するすべての工場等の一年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kl以上の事業者（※1）

### 自動車運送事業者

道内に登録する自動車の総数が次に該当する自動車運送事業者  
トラック：200台以上  
バス：200台以上  
タクシー：350台以上

### その他、エネルギー使用に伴う以外の温室効果ガス排出量3,000t-CO<sub>2</sub>以上の事業者

道内における廃棄物焼却施設や下水終末処理場等の事業者（※2）で、前年度の4月1日の従業員数が21人以上、二酸化炭素換算3,000トン以上排出する事業者

※1 省エネ法の特定事業者と同基準

※2 温対法施行令で規定

- 道内の対象は**570社程度**と推計されるどころ、年間**平均約370社**からの報告を受領。
- 国においても同様の事業者を対象とした報告制度を運営しており、その意義について、国の計画では「排出者自らが排出量を算定することにより**自主的な排出削減の取組の基盤を確立**するとともに、排出量情報の見える化による**国民・事業者全般の自主的取組の促進・機運醸成**」と説明されている。

## 対象事業者（特定事業者）の比較（法と道条例）

省エネ法	温対法	道条例
工場等の1年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kl/年以上の事業者	/	道内に有する工場等の1年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kl/年以上の事業者
トラック：（200台以上）		トラック：（200台以上）
バス：（200台以上）		バス：（200台以上）
タクシー：（350台以上）		タクシー：（350台以上）
	エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量が3,000トン	道内に有する工場等のエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量が3,000トン

○特定事業者は国と道への報告が重複していることから、法の改正内容も踏まえた条例の報告制度のあり方（意義、規模要件、事業分野、報告項目や公表方法等）の検討が必要ではないか。

## 国と道の報告制度の比較と個別論点

	国（法改正後）	道（現行条例）	見直しの個別論点（検討案）
規模要件	1,500kl/年以上等（変更なし） ※エネルギー統括管理者等の選任が必要	概ね国と同様 ※選任は規定なし	・規模要件を <b>広げるべきか</b> 、あるいは中小規模事業者の負担等を考慮して <b>現行のままとするか</b>
報告方法	<b>デジタル化</b> （電子入力システムを新たに設計中）	紙・ファイル送信	・道の <b>電子システムへの入力</b> とすることで <b>事業者の利便性向上とデータの活用</b> につなげられないか
報告項目	排出量、原単位、使用エネルギー種別、 認証排出削減量等（変更なし）	排出量、 温室効果ガス削減措置 （原単位は任意報告）	・ <b>削減目標</b> を加えることで、 <b>自主的な取組の促進</b> につなげられないか ・ <b>再エネ導入目標</b> 、 <b>森林吸収源の活用</b> や <b>取組状況</b> を加えることで、 <b>地域資源の活用とデータの有効活用</b> を促進できないか
報告期限	翌年7月末	翌年12月末	・ <b>国に合わせる</b> ことで報告の利便性向上できないか
公表時期	改正前は報告から約2年を要したが、 9ヶ月以上の前倒しを検討中	原則として翌年度内に 随時公表	-
公表形式	改正前は事業者毎であったが、改正後は <b>事業所毎に公表を細分化</b> （年度別や業種別の検索システムを検討中）	PDF形式により 事業者ごとに公表	・ <b>検索や分析が可能な形式</b> による <b>情報オープンデータ化</b> が有効ではないか
活用方法	ESG投資家、市民団体や地方公共団体が 活用できるよう <b>オープンデータ化</b>	公表による 事業者の取組のPR と他の事業者の意識 向上	・気候変動への貢献だけでなく、 <b>企業価値の向上に繋がる</b> ことが重要ではないか ・削減に資する <b>データ・情報</b> を排出事業者に <b>フィードバック</b> することが有効ではないか
義務以外の自主的な取組の促進	<b>特定事業者の排出量の増減に関する任意報告制度の拡充</b> （報告項目を増やすなどによりデータの有効活用を促進）	特定事業者以外の任意報告規定はあるが、事例はごく少数	・排出量削減の自主的な取組（ <b>排出量の見える化</b> ）を <b>広げる</b> ためには、 <b>中小規模事業者向けの簡易な排出量把握・任意報告の仕組み</b> が有効ではないか

○**規模要件の整理、事業者や閲覧者の利便性を向上するデジタル化、地域資源とデータの有効活用に向けた報告項目の拡充、自主的取組を広げる簡易な仕組みなどが考えられる。**

## 道と他都府県市の報告制度の比較

※ ○：報告義務 △：任意報告 セルの着色：公表内容

都府県 市名 [最終 改正]	事業者要件						温室効果ガス					目標		取組・措置					自動車		その他		公表方法	簡易な制度		
	エネルギー 原単位	原油換算 ガス排出量	温室効果 ガス排出量	トラック	バス	タクシー	鉄道	排出量	原単位	ギ一種別 使用エネルギー 排出量	事業所毎の 排出量	ガス削減 温室効果	再エネ導入	重点措置	ガス削減	温室効果	温暖化対策	再エネ利用	森林保全、 社会貢献 活動	使用台数	次世代車 措置	使用抑制			排出実績 評価	ベンチマーク 制度
北海道 [H26]	1,500 kL/年	3,000 t-CO <sub>2</sub>	200台 以上	200台 以上	350台 以上	-	○	△	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	PDF 形式	-
東京都 [R2]	1,500 kL/年	-	-	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	○	-	-	-	△	○	○	PDF 形式	-	
京都府 [R2]	1,500 kL/年	3,000 t-CO <sub>2</sub>	100台 以上	100台 以上	150台 以上	150両 以上	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	PDF 形式	京都市	
岐阜県 [R3]	1,500 kL/年	3,000 t-CO <sub>2</sub>	100台 以上	100台 以上	150台 以上	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	PDF 形式	-	
長野県 [H25]	1,500 kL/年	3,000 t-CO <sub>2</sub>	保有自動車 200台以上			-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	PDF 形式	-
徳島県 [H29]	1,500 kL/年	-	100台 以上	100台 以上	150台 以上	-	○	○	○	-	○	-	△	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-	PDF 形式	-
札幌市 [R2]	1,500 kL/年	3,000 t-CO <sub>2</sub>	保有自動車 50台以上			-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	PDF 形式	-

- **32都府県が温対条例を制定しており、そのほとんどで排出量報告制度が導入されている。**
- **他都府県では、自動車運送事業者について道よりも対象が広い事例が見られる。**
- **報告項目については、削減目標と再エネ利用・森林保全の取組の導入がみられるが、再エネ導入目標を規定している事例はみられない。**

## 排出量報告制度の見直しの論点（検討イメージ）

温対法の改正や他都府県の規定との比較や、道のゼロカーボン宣言や温対計画などを踏まえて、道の排出量報告制度の見直しの論点の検討イメージを整理しています。

### ① 排出量報告制度の意義について

排出者自らが排出量を算定することにより自主的な排出削減の取組の基盤を確立するとともに、排出量情報の見える化による道民・事業者全般の自主的な取組の促進・機運醸成、そして、企業価値の向上を図る観点から、排出量報告制度を引き続き推進することを検討すべきではないか。

### ② 対象事業者の規模要件等について

自主的な排出量削減の取組を広げるため、報告義務の規模要件を広げるべきか、あるいは、中小規模事業者の負担などを考慮し、現行のままとすべきか。

また、義務規定とは別に、中小事業者などを対象とする簡易な算出・任意報告制度の導入などにより、排出量への関心やそこから削減の取組につなげる仕組みも検討すべきではないか。

### ③ 事業者の利便性の向上と報告項目の拡充について

事業者の利便性向上の観点から、電子システムへの入力による提出方式とするとともに、自主的な取組とゼロカーボン北海道が目指す地域資源の活用を一層拡げていくため、報告事項に排出量の削減目標、再エネ導入目標や森林吸収源の確保などを加えることを検討すべきではないか。

### ④ データの有効活用について

電子システム化と報告項目の充実を図り、オープンデータ化によるESG投資や取組評価での活用の促進や事業者の意欲向上につながる有効な情報のフィードバックを検討すべきではないか。

○今後、事業者からの意見聴取の結果もお示ししながら、ご意見等をいただきたい。

## 排出量報告制度の見直しの論点（制度化の参考イメージ）

### ①自主的な排出量報告の取組を広げる例

- 1 **義務規定の規模要件を1,000kl/年以上に拡大した場合**の対象の広がり
  - ・小売店舗3万㎡～→2万㎡～、ホテル350床～→230床～、病院550床～→367床～
- 2 **自動車運送事業者の対象を拡大した場合**の対象の広がり（他府県と同程度）
  - ・トラック200台～→100台～、バス200台～→100台～、タクシー350台～→150台～
- 3 **中小企業者向けの簡易版の算出・任意報告制度**（排出量の見える化）の例
  - ・中小規模事業者（1,500kl未満）のCO2削減の取組を広げるため、**エネルギー消費量の記入によりCO2排出量が自動計算**される仕組みや**任意で報告**する仕組みの普及

### ②提出のデジタル化・オープンデータ化の例

- ・**行政のデジタル申請システム**などを活用
- ・データベースソフトの活用などで、さらなる**見える化\***や**検索・分析等の利便性**の向上  
※排出量・目標値・実績・予定・事情などの取組状況

### ③報告書の内容を分析・整理し、有効なデータとして提供する仕組みの例

- ・特定事業者には**同業種の排出・削減傾向**や**削減事例**を**有効データ化**して**フィードバック**
- ・特定事業者及び簡易制度の任意報告者に、**削減事例**や相談窓口・セミナー・アドバイザー派遣、カーボンオフセットなどの**参考情報**を**配信**

○今後、事業者からの意見聴取の結果もお示ししながら、ご意見等をいただきたい。

## 1. 意見聴取の実施概要

- **対象**：条例の規定に沿って関連する事業者。
- **論点**：全事業者に共通する論点とともに、業種に沿った個別論点について意見聴取

方法	関連規定等	対 象	時期	個別論点（アンケート項目）※意向を確認したい項目
アンケート	温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道経連会員、道商連会員、道同友会会員、道商工連会員</li> <li>・ゼロカーボン推進協議会会員</li> </ul>	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>※排出量の把握・公表・目標設定の状況、簡易な把握方法等は共通論点で把握</li> <li>・温暖化対策や再エネ導入状況等の公表について</li> <li>・再エネの導入目標の設定状況について</li> <li>・排出量報告制度に関し、道に求める施策や把握したい情報について</li> </ul>
	建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業協会会員</li> <li>・建築士会会員</li> </ul>	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の脱炭素化の普及促進について</li> </ul>
	再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ法の電気小売事業者</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・再エネの普及促進について</li> </ul>
	新車販売・レンタカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車販売協会6支部会員</li> <li>・レンタカー協会6協会会員</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代自動車の普及促進について</li> </ul>
	家電販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道内家電量販店（7）</li> <li>・道電機商業組合（512会員）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ機器の普及促進について</li> </ul>
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車協会員・駐車場法対象</li> <li>・道の駅管理者</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代自動車の導入促進について</li> </ul>
	分譲・賃貸住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産協会会員</li> <li>・宅建取引業協会会員</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物（住宅等）の脱炭素化の普及促進について</li> </ul>
意見交換会	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道経連、道商連、道同友会、道商工連、ゼロカーボン協議会</li> </ul>	2月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素化を本道の発展と企業価値向上にどうつなげられるかを論点に全体的に意見交換 ※アンケートの結果を踏まえながら実施</li> </ul>
	石油・石炭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油業連合会、燃料団体連合会</li> <li>・LPガス協会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業構造の転換に伴う影響について ※アンケート結果を踏まえながら実施</li> </ul>

## 2. 実施方法

### 1. アンケート

#### (1) アンケート項目

- ・ 共通項目：事業者の意識・取組と社会・事業環境、道に求める施策、条例に期待される施策分野
- ・ 個別項目：各業種に関する論点への考え方

#### (2) 配布・回収等

12月～ 排出事業者を対象に実施

道経連、道商連、道同友会、道商工連へゼロカーボン協議会を經由し配信（回収は道の電子システム活用）

1月～ 関連事業者を対象に実施

各業界団体を經由してメール配信（回収は同上）

### 2. 意見交換（詳細は今後調整）

2月～ 経済団体等との意見交換 ※道経連、道商連、道同友会、道商工連、石油・石炭業界との計5回実施

#### ・出席者

相手方：事務局 等 × 道側：気候変動対策担当局長 等

#### ・シナリオ

##### ①道から趣旨説明

（ゼロカーボン北海道の理念や目指す姿、条例の概要、事業者・若者アンケート等の結果）

##### ②道から主な論点の説明

##### ③意見交換

#### ゼロカーボン協議会

※協議会の開催に合わせ、議事の1つとして上記意見交換と同様のシナリオで実施



## 1. 意見交換会の実施概要

- 対象：道内の高校・大学生
- 論点：ゼロカーボン北海道の実現を目指す2050年に社会でリーダーシップを発揮する若者世代から意見聴取

### 1. 意見交換

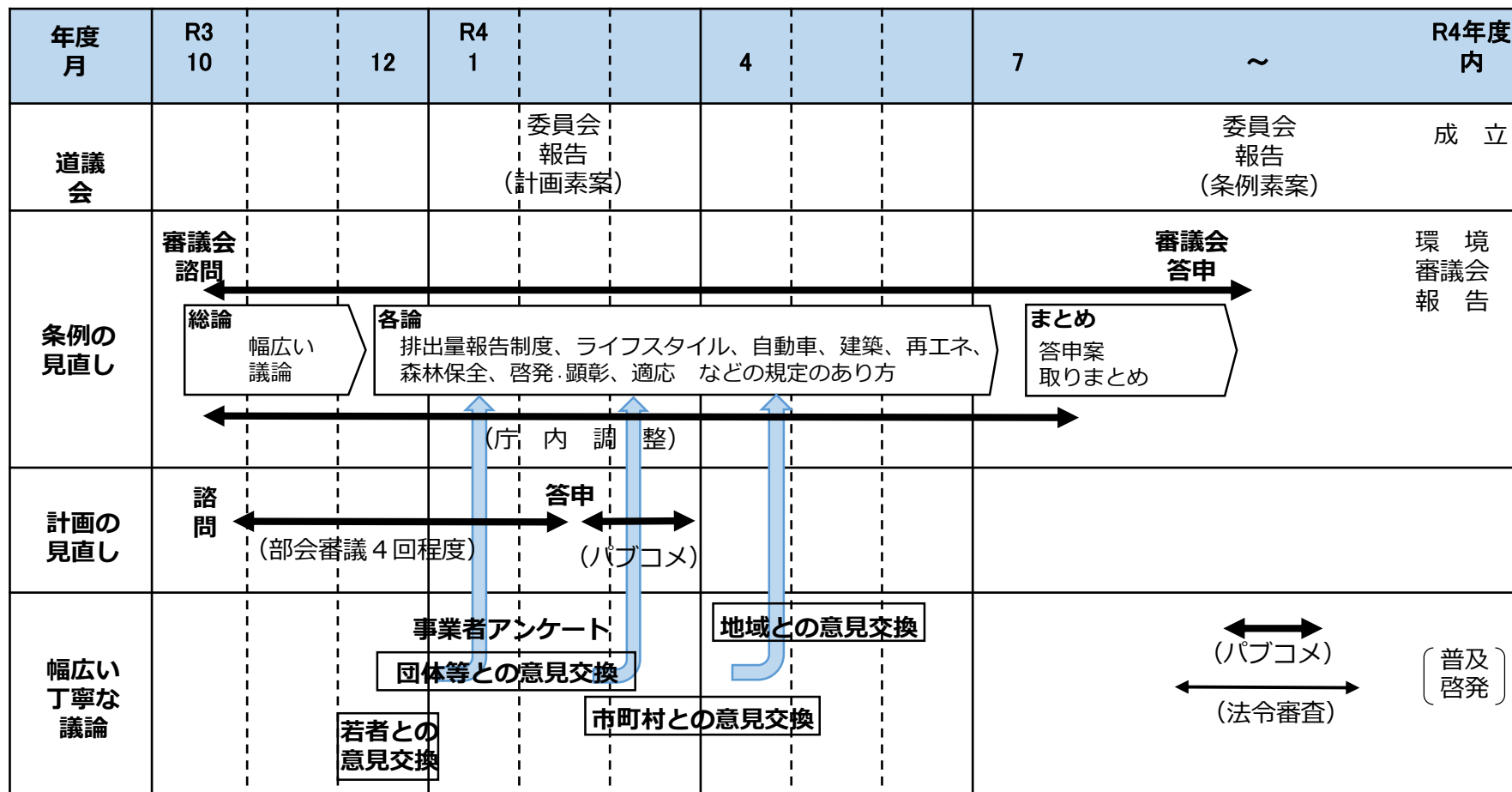
- (1) 名称：気候次世代100人会議in北海道
- (2) 日時：12月18日（土）14：00～16：30
- (3) 場所：オンライン開催
- (4) 主催：北海道大学大学院環境科学院実践環境科学コース
- (5) 協力：北海道環境生活部
- (6) 内容：事前に気候変動に関わる動画を視聴し、4～5人のグループで次のことについて話し合いを実施  
ア. 動画を見て、印象的だったところ、考えたこと、思ったこと、気になったことなど。  
イ. 2050（30年後）のあなたを思い浮かべたとき、何を大切にし、生きがいは何で、どんな社会になっていて欲しいか。  
ウ. 2050年の未来に向かっていくときに、今、希望に感じていること、不安に感じていることは何ですか。
- (7) 結果：現在取りまとめ中

### 2. アンケート

- (1) アンケート項目：参考様式③のとおり
- (2) 配布・回収について：意見交換会実施後に配布、順次回収
- (3) アンケート集計結果：現在集計中

- 今後の部会において、当該会議に参加した若者の代表から、話し合った結果の報告を受けられることをご了解いただきたい。

## <想定スケジュール>



※今後の審議等の状況に応じ見直しあり

- 次回は、事業者アンケートなどの結果も踏まえながら、全体的な論点及び各論（事業活動に関する規定を想定）をご議論いただきたい
- 論点などに関するご質問・照会には、メール等で随時ご対応・共有させていただきます。

# 参考資料① 条例の概要-①

## ●北海道地球温暖化防止対策条例 策定年月日：平成21年（2009年）3月31日

### 【条例の前文】

2008年に開催された北海道洞爺湖サミットでは、西暦2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量の少なくとも50パーセントを削減するという長期目標を達成するため、世界全体で地球温暖化防止に取り組む必要があるとの認識で合意し、対策をすすめることが極めて重要であることが、世界の国々の人類一人ひとりに提示されました。こうした中で、豊かな環境を有する本道から、地球温暖化防止対策に積極的に貢献する必要があります。

### 【条例の目的】（第1条）

地球温暖化の防止について、道、事業者、道民の責務などを明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策の更なる推進を図ることをもって、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保と人類の福祉に寄与する。

### 【道の責務】（第3条）

- ・地球温暖化防止対策の策定・実施
- ・市町村や事業者、道民、環境保全活動団体等への支援
- ・市町村や事業者、道民との連携・協働
- ・道自らの事務・事業に関する地球温暖化防止対策の率先実行

### 【事業者の責務】 （第4条）

- ・事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制
- ・道の施策への協力

### 【道民の責務】 （第5条）

- ・日常生活に伴う温室効果ガスの排出抑制
- ・道の施策への協力

### 【観光旅行者等の協力】 （第6条）

- ・温室効果ガスの排出抑制に協力

- 前文では、制定時点の「2050年までに世界全体で少なくとも50%削減」との温室効果ガスの過去の長期目標が示されている。現在、道では、国と同様に世界の情勢を踏まえて「2050年ゼロカーボン北海道の実現」を目指している。

## 地球温暖化防止に向けた主な取組

### 【道による「地球温暖化対策推進計画」の策定等】（第8条～第11条）

- ◆推進計画による地球温暖化対策の総合的・計画的な推進
- ◆地球温暖化対策指針による道民・事業者等への排出抑制の方策

- ◆道が実施する温暖化防止施策の公表・評価

### 【事業活動に関する取組】 （第12条～第15条）

- ◆事業者⇒温室効果ガスの排出抑制を図るための措置をとるよう努力義務
- ◆大規模エネルギー使用事業者⇒温室効果ガス排出削減等に係る計画書・実績報告書の作成・提出⇒知事が公表

### 【建築物の新增築に関する取組】 （第24条～第27条）

- ◆建築主⇒建築物へのエネルギー使用の合理化などへの努力義務
- ◆大規模建築物の新增築等を行おうとする建築主⇒新增築時における建築物環境配慮計画書等の作成・提出⇒知事が公表

### 【啓発・広報に関する取組】 （第33条～第34条）

- ◆道⇒温暖化防止に関する情報提供、学習機会の創出などの必要な措置
- ◆事業者⇒従業員に対する理解の促進への努力義務
- ◆「北海道クールアース・デイ」の制定⇒温暖化防止の取組を集中的に実施

### 【自動車使用に関する取組】 （第18条～第21条）

- ◆道民⇒公共交通機関等の利用や適正な運転・アイドリングストップの実践等への努力義務
- ◆大規模駐車場の設置・管理者⇒アイドリングストップを促す周知
- ◆自動車販売業者⇒新車を購入しようとする人に対し、性能情報の説明（レンタカー業者⇒同様の説明の努力義務）

### 【再生可能エネルギーに関する取組】 （第28条～第31条）

- ◆道⇒再生可能エネルギーの導入促進や情報提供
- ◆事業者・道民⇒再生可能エネルギーの利用推進への努力義務
- ◆大規模エネルギー供給事業者⇒再生可能エネルギー計画書・達成状況報告書の作成・提出⇒知事が公表

### 【その他の取組等】

- ◆行事・催し物等における環境配慮の取組の促進（第7条）
- ◆地球温暖化防止行動の促進や行動への支援（第16条）
- ◆環境物品等の購入等の促進（第17条）
- ◆冬期・夏期における取組の推進（第35条・第36条）
- ◆地産地消の推進（第37条）
- ◆顕彰、指導・助言、報告等の提出、勧告、公表、市町村の条例との関係、規則への委任（第38条～第44条）

### 【機械器具使用に関する取組】 （第22条・第23条）

- ◆温室効果ガスの排出の量の少ない機械器具の使用などへの努力義務
- ◆機械器具販売業者⇒器具を購入しようとする人に対し、省エネルギー性能情報の表示と説明

### 【森林保全等の取組】 （第32条）

- ◆事業者・道民⇒森林保全及び整備、道産材の利用推進への努力義務
- ◆道⇒情報提供その他の措置

○現条例は、各主体の責務のほか道の取組、事業活動、建築物、再エネに関する報告・公表の義務などが規定されており、「ゼロカーボン北海道の実現」に向けた検討が考えられる。

## 地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律

- 「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け、政策の予見可能性を向上。



長期的な方向性を法律に位置付け  
脱炭素に向けた取組・投資を促進

### 地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や 「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付け

- 地球温暖化対策に関する政策の方向性が、法律上に明記されることで、国の政策の継続性・予見可能性が高まるとともに、国民、地方公共団体、事業者などは、より確信を持って、地球温暖化対策の取組やイノベーションを加速できるようになります。
- 関係者を規定する条文の先頭に「国民」を位置づけるという前例のない規定とし、カーボンニュートラルの実現には、国民の理解や協力が大前提であることを明示します。



地方創生につながる再エネ導入を促進

### 地域の求める方針（環境配慮・地域貢献など）に適合する再エネ活用事業を 市町村が認定する制度の導入により、円滑な合意形成を促進

- 地域の脱炭素化を目指す市町村から、環境の保全や地域の発展に資すると認定された再エネ活用事業に対しては、関係する行政手続のワンストップ化などの特例を導入します。
- これにより、地域課題の解決に貢献する再エネ活用事業については、市町村の積極的な関与の下、地域内での円滑な合意形成を図りやすくなる基盤が整います。



ESG投資にもつながる  
企業の排出量情報のオープンデータ化

### 企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化 開示請求を不要にし、公表までの期間を現在の「2年」から「1年未満」へ

- 政府として行政手続のデジタル化に取り組む中、本制度についてもデジタル化を進めることにより、報告する側とデータを使う側双方の利便性向上が図られます。
- 開示請求を不要とし、速やかに公表できるようにすることで、企業の排出量情報がより広く活用されやすくなるため、企業の脱炭素経営の更なる実践を促す基盤が整います。

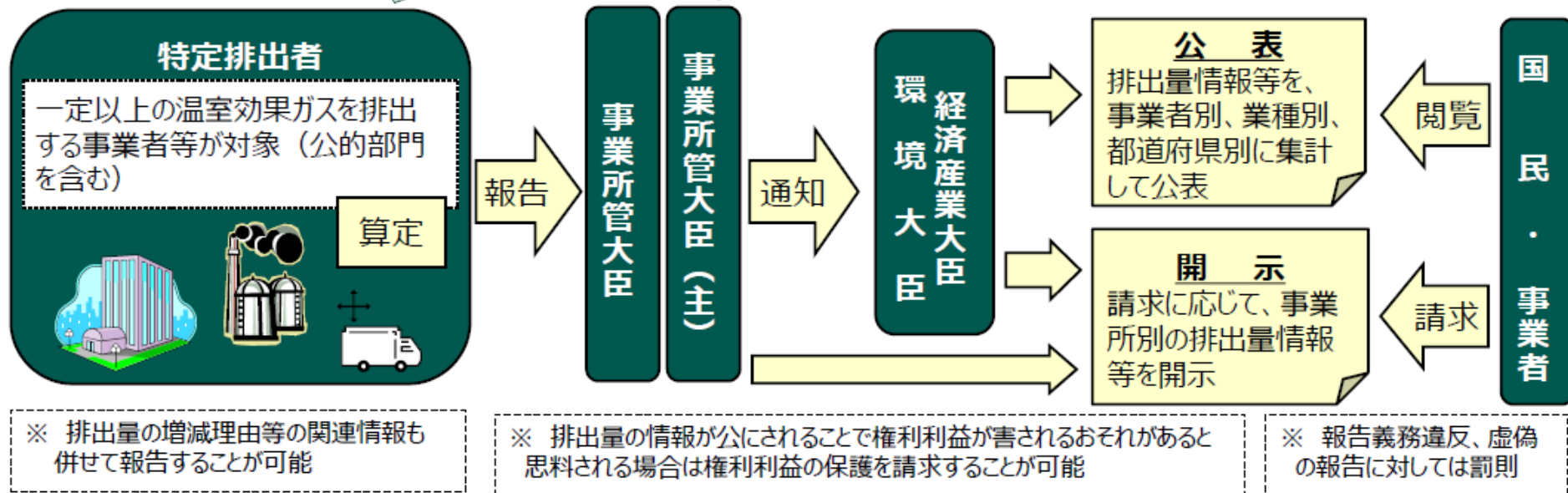
## 温室効果ガス算定量算定・報告・公表制度概要

- 地球温暖化対策推進法第26条等に基づき、温室効果ガスを多量※に排出する事業者に、自らの温室効果ガス排出量を算定し、国に報告することを義務付ける制度。※年間3,000t-CO<sub>2</sub>（原油換算1,500kl）以上
- 事業者自らが排出量を算定することによる、自主的取組のための基盤整備、情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進・気運の醸成を目的とする。

① 対象となる者（特定排出者）は、自らの排出量を算定し、毎年報告期日までに、前年度の排出量情報を事業者単位で報告

② 事業所管大臣は報告された情報を集計し、環境大臣・経済産業大臣へ通知

③ 通知された情報は環境大臣・経済産業大臣によって集計され、国民に対して公表、開示される



エネルギー起源CO<sub>2</sub>の報告については、省エネ法定期報告書を利用した報告を認めるなど、省エネ法の枠組みを活用

## 任意報告充実化の方向性②（具体的内容）（案）

### 2)任意報告として追加を検討する項目

現行の報告様式、投資家・自治体・事業者等からの意見及び既存の開示フレームワークとの整合性等を踏まえ、以下のような項目を明記することとしてはどうか。

#### ①排出量に関連するより詳細な情報

- ✓ 企業グループ全体の排出量、サプライチェーン排出量※（Scope別排出量、Scope 3 カテゴリ別排出量）、削減貢献量※、吸収量※、各排出量・吸収量の算定方法※
- ✓ 第三者検証の取得有無

#### ②削減・吸収に向けた取組

- ✓ 排出原単位・排出量削減に関し実施した措置の詳細※（欄の具体化）
- ✓ 再生可能エネルギーの使用状況（証書の購入量※等）

#### ③目標・方針

- ✓ TCFD等の国際的イニシアティブへの賛同状況
- ✓ 排出削減目標
- ✓ 目標の達成に向けた計画

※現行様式の備考欄にて例示している内容

### 3)事業者による任意報告と適切な評価を促す方策

事業者による任意での報告を促すためには、任意報告を通じて脱炭素化に積極的に取り組む事業者が評価されることや、報告された情報の社会的理解・適切な評価を促すことが重要と考えられるが、前述（資料4）の公表上の工夫に加え、更にどのような方策が考えられるか。